

令和8年8月17日

守谷市議会議長 寺田 文彦 様

請願者

住 所 守谷市御所ヶ丘二丁目22番地6

氏 名 京谷 彩乃 (きょうたに あやの)

「非核三原則」の堅持を求める意見書提出を求める請願

1. 請願の趣旨

日本政府に対し、核兵器を「持たず・作らず・持ち込ませず」とする非核三原則を今後も堅持することを求める意見書を守谷市議会から国に提出することを求める。

2. 請願の理由

核兵器を「持たず・作らず・持ち込ませず」とする非核三原則は、昭和42（1967）年に当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、歴代内閣によって堅持されてきたものである。

しかしながら、近年、政府の一部から非核三原則の見直しを図る声が挙がっている。

核兵器は一度使用されれば多くの人命を奪い、生活や環境に長期的かつ深刻な被害をもたらすものである。また、核戦争の脅威は、直接的な生命の危険だけでなく、人々が安心して将来を思い描き、自分の望む人生を歩むことを困難にするものである。

特に、これからの社会を担う子供たちにとって、戦争や核兵器による脅威は大きな不安要因となる。戦時下においては、表現の自由が制限されたり、本人の意思に関わらず戦争に関わることを余儀なくされ、命の危険にさらされたりすることも考えられる。以上のようなことが起これば、生命や身体の安全が脅かされるだけでなく、学ぶ機会を失い、将来の夢を諦めざるを得なくなる子どもが生まれる。

非核三原則の見直しの声が挙げられている今、戦争や核兵器に対する脅威は、私たちの将来に対する不安にもつながっている。全ての人が将来に希望を持ち、自らの意思で進路や生き方を選択できる社会を実現するためには、戦争の脅威をできるだけ遠ざけ、平和と安全を守る取り組みを続けることが重要である。非核・平和都市である守谷市議会が非核三原則の堅持を求める意見書を国に提出することは、核兵器のない平和な社会を目指し、市民が安心して暮らし、安心して学び、夢を描くことのできる環境を守ることを示すものになると思う。

上記のとおり陳情いたします。

【非核三原則堅持を求める意見書】（案）

非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」は、昭和42（1967）年に当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、昭和46（1971）年には衆議院においてその遵守に関する決議が可決されて以来、我が国の国是として位置付けられ、歴代内閣によって堅持されてきた。

また、我が国は世界唯一の戦争被爆国として「核兵器のない世界」の実現を希求し、平成6（1994）年以降、毎年国連総会へ核兵器廃絶決議案を提出し続けている。国際社会の場においても非核三原則を堅持する立場を公式に表明し、我が国ひいてはアジア太平洋地域の平和と安定に極めて重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、近年の緊迫する国際情勢や我が国の安全保障政策をめぐる議論のなかで、一部に非核三原則の見直しを懸念する声が生じている。核兵器を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す今日だからこそ、非核三原則は我が国と地域の安定を築く基盤として、今後も守られるべきものである。

広島・長崎の惨禍を二度と繰り返さないため、被爆の実相を後世に伝えつつ、非核三原則を堅持して「核兵器のない世界」への取り組みを着実に積み重ねていくことは、我が国の不変の使命である。被爆者の「こんな思いを他の誰にもさせてはならない」という切実な願いは、国民共通の願いでなければならない。

よって、国会及び政府におかれては、核兵器のない平和な世界の実現を願う被爆地をはじめとする国民の思いを厳粛に受け止め、今後とも非核三原則を堅持されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月 日
茨城県守谷市議会
議長 寺田 文彦

【宛先】衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
外務大臣 殿
防衛大臣 殿